

終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン~~（たたき台）~~（案）

1 終末期医療及びケアの~~あり方~~

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者等と話し合いを行い、患者本人による決定を基本としたうえで、終末期医療を進めることが原則である。
- ④② 終末期医療における医療~~内容~~行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、医学的妥当性と適切性を基に~~患者の意思決定を踏まえて~~、多専門職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームによって慎重に判断すべきである。
- ②③ 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。
- ③④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。どのような場合であっても、~~「積極的安楽死」や自殺幇助等の死を目的とした行為は医療としては認められない。~~

2 終末期医療及びケアの方針の決定手続

終末期医療及びケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 患者の意思の確認ができる場合

- ① 専門的な医学的検討を踏まえたうえでインフォームド・コンセントに基づく患者の意思決定を基本とし、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行う。
- ② 治療方針の決定に際し、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その合意内容を文書にまとめておくものとする。
上記の場合は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、その都度説明し患者の意思の再確認を行うことが必要である。
- ③ このプロセスにおいて、患者が拒まない限り、決定内容を家族にも知らせることが望ましい。

(2) 患者の意思の確認ができない場合

患者の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ② 家族が患者の意思を推定できない場合には、~~家族等の助言を参考にして、患者にとって何が最善であるかについての家族の判断を参考にして、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。~~
- ③ 家族や~~家族に準ずる者~~がいない場合、~~および家族等が判断を示さない医療・ケアチームに委ねる場合、家族等の中で意見がまとまらない場合等~~には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

(3) 多専門職種からなる委員会の設置

上記(1)、(2)の場合において、治療方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
- ・家族の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

等については、医療・ケアチームと同様の複数の専門職からなる委員会を別途設置し、治療方針等についての検討・助言を行うことが必要である。

各委員よりガイドライン（たたき台）へ提出された意見

<ガイドライン（たたき台）について>

○「終末期医療及びケアのあり方」について

- ・「1-①」中の「適切な情報の提供と説明」を「適切かつ十分な」にしてはどうか。情報の提供と説明に際し、その量的側面を「適切な」と表現しているのであれば、その質的側面を意味する「十分な」という形容詞が必要ではないか。
- ・「医療内容の開始、変更、中止等」、「終末期医療及びケアの方針の決定」、「治療方針の決定」、「医療内容の決定」は同じ意味で用いられているのか、それともそれぞれ別の意味があるのか整理が必要ではないか。
- ・「医療従事者」を「医療従事者等」としてはどうか。

○「終末期医療及びケアの方針の決定手続」について

- ・「2-②」中の、「時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて」を、「時間の経過、病状や患者の心理的变化、医学的評価の変更に応じて」にしてはどうか。患者の意思は様々な要因によって、行きつ戻りつするものであり、患者の意思の再確認が必要となる状況には、患者の心理的变化の有無を確認することが重要と考えられるため。
- ・刻々と状態が変わる患者に対し、「その都度説明し患者の意思の再確認を行うこと」は理想ではあるが現実的には困難であり、「再確認を行うことが理想である」としてはどうか。
- ・多専門職種からなる委員会に関して、第三者機関の活用を可能とすることとしてはどうか。
- ・家族に含まれる範囲については、事前に本人・家族（家族会議）から提示してもらうこととしてはどうか。
- ・多専門職種からなる委員会に、法律家、宗教家等が含まれることを明記してはどうか。